



飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画

みんなが主役
高知の元気発信プロジェクト

高知県中小企業 設備投資促進事業費補助金 のご案内

平成24年7月版

1 補助対象事業

高知県内の一つの敷地内()において、雇用を確保し企業活動を継続・拡大することを目的に、工場等の生産性向上に資する設備の取得を行う事業(これに伴って、工場等の新設又は増設に係る用地の取得、建物の取得又は建物建設工事を行う事業を含む。以下「補助事業」という。)

高知県に補助金交付申請を行っていただき、高知県から補助金交付決定を受けた後に補助事業に着手する必要があります。

道路等で分割されている敷地であっても隣接地であれば一つの敷地とみなします。

補助事業の項目	着手の考え方
工場等の生産性向上に資する設備の取得	当該設備の取得に係る契約を締結しようとする日
に伴い実施する工場等の新設又は増設に係る土地の取得	当該土地の取得に係る契約を締結しようとする日
に伴い実施する工場等の新設又は増設に係る建物の取得 又は建物建設工事	当該建物の取得又は建物建設工事に係る契約を締結しようとする日

複数の内容を実施する場合、着手はそのうちの最も早い日を適用します。

2 補助対象者

高知県内で1年以上製造業を営んでいる中小企業者。(補助金の利用は一中小企業者につき1回限り)

3 補助内容

補助対象経費	補助額	補助限度額
減価償却資産(建物及びその附属設備を除く。)の取得に要する経費	補助対象経費のうち 金融機関から 借り入れた金額の 8.0%以内(3)	3,400万円 (3) (4)
に伴う土地の取得に要する経費(1)		
に伴う建物及びその附属設備の取得に要する経費(2)		

1:工場を移転する場合については、既存の土地がリースの場合のみ、新たに取得した土地の取得経費が補助対象となります。

2:工場を移転する場合については、増加割合が補助対象になります。

3:補助額・補助限度額については算定のもととなる県の制度融資の利率に基づいて毎年度見直します。

4:補助金の対象とする設備投資額の限度額は5億円となります。

